第14巻第3号＜通巻74号＞　平成16年（2004年）6月30日発行

ISSN 0917-821 X

緑の地球

74

Vol.14 - 3

財団法人
国際緑化推進センター

国連森林フォーラム第4回会合、ジュネーブで開催

国連森林フォーラム（UNFF）第4回会合が5月3日～14日、スイス・ジュネーブの国連欧州本部で開催された。80ヵ国以上の政府代表ほか、国際機関、NGO、産業界などから多数が参加した。

今回会合では、▼森林に関する科学的知見、▼森林の社会的・文化的側面、▼モニタリング・評価・報告および持続可能な森林経営の基準・指標、▼資金および環境に優しい技術の移転、などを重点課題に「森林に関する政府間パネル／フォーラム（IPF／IFF）行動提案」の実施を促すための決議を採択した。これらの課題について、NGOや産業界、先住民社会からの参加を得て「多様な利害関係者による対話」も行われ、幅広い関係者の能力向上の重要性などが確認された。このほか、次回第5回会合で行われる森林に関する国際的枠組の実効性の評価について、その大枠を詰める作業も行われた。（本誌5～6頁に詳細記事）

G8サミットで3R行動計画が合意、違法伐採対策にも言及

米国ジョージア州シーアイランドで6月8日から10日まで開催された主要国首脳会議（G8サミット）で、小泉首相の提唱による「3R行動計画」が合意された。これは、発展途上国、先進国を問わず経済開発に当たっては環境保護を重視しなくてはならないとの観点から、地球規模での循環型社会の構築を目指し、廃棄物の発生抑制（Reduce）、資源・製品の再利用（Reuse）、再生利用（Recycle）の取組みを推進しようというもの。05年春に日本政府が主催する閣僚会合から取組みを開始するとしている。また、この採択文書『持続可能な開発のための科学技術：3R行動計画』の中には、「アジア森林パートナーシップ、コンゴ流域森林パートナーシップなどを通じて、持続可能な森林経営および違法伐採対策を推進した」との一文が盛り込まれた。違法伐採については、前回、前々回サミットでも対策強化が合意されている。

ブルキナファソの砂漠化防止のために無償資金協力

砂漠化の影響で土地の荒廃が広がるアフリカのブルキナファソ政府に対し、「国立森林種子センター・地方森林種子局支援計画」実施のために、日本政府は3億2100万円を限度とする無償資金協力を行う。6月上旬、両国間でこのための書簡が交わされた。

ブルキナファソは降雨量がきわめて少ない自然条件に加え、人口増加や過放牧の影響で砂漠化が加速され、国土の大半が植生劣化地域となっている。砂漠化対処のための各種植林プロジェクトの実施機関である国立森林種子センターは、機材の老朽化などにより研究試験に支障をきたしている。また、地方森林種子局の試験苗畑用機材も未整備で、苗木・種子生産活動が十分に行われない状況だ。

今回の無償資金協力により同計画が実施されると、優良苗木・種子のための技術研究などが進み、品質改良された種子や優良苗木の供給が可能となって、砂漠化防止に貢献することが期待されている。

なお、今回の協力は、03年に東京で開催された第3回アフリカ開発会議において、小泉首相が表明したアフリカ支援（5年間で10億ドルの無償資金協力、30億ドル円借款債権放棄など）の一環として行われるもの。

北東アジアからの黄砂、半世紀で5倍に増加

北東アジア地域からの黄砂が、1950年代と比較し5倍近くになっていることがこのほど明らかにされた。韓国のチェジュ島で3月末に開催された世界環境大臣フォーラムおよび第8回国連環境計画（UNEP）管理理事会特別会合で発表された。

黄砂は中国北部やモンゴルの乾燥地域で発生し、朝鮮半島や日本にも飛来して、通信障害や呼吸器系疾患の増加、農作物や家畜への被害など大きな影響を引き起こしている。

UNEPでは、国連アジア太平洋経済社会委員会および砂漠化防止条約と協力して、アジア開発銀行などの資金により、モニタリングや早期警報などの分野で関係国を支援している。今後は、地域全体のモニタリング拠点ネットワーク化においても支援を行う予定。

02年度の日本の温室効果ガス総排出量、90年比で7・6%の増

2002年度のわが国の温室効果ガスの総排出量は、13億3100万トン。前年度の総排出量と比べて2・2%増加している。京都議定書の規定による基準年の1990年比では7・6%の増加となった。地球温暖化対策推進大綱の進捗状況に関するこうした内容の報告書がまとまり、先頃首相官邸で開催された地球環境保全に関する関係閣僚会議と地球温暖化対策推進本部で報告された。

この総排出量のうち9割を占める二酸化炭素について、部門別にみた90年度比は次のようになっている。

▼産業部門＝90年度比1・7%減
▼運輸部門＝同20・4%増
▼業務その他部門＝同36・7%増
▼家庭部門＝同28・8%増

地球温暖化対策推進大綱では、排出削減目標達成のため、毎年、具体的措置の推進状況を点検するとしている。政府としては今回の結果を踏まえ、目標達成に必要な追加的施策を検討し、実施していく方針。

「CDM植林ヘルプデスク」、林野庁に設置後1年

林野庁の海外林業協力室に、昨年4月、「CDM植林ヘルプデスク」が設置されてから約1年。ヘルプデスクでは、植林に関係するCDM（クリーン開発メカニズム）について、NGOや企業など事業参加希望者を対象に、相談受付やルールに関する情報提供などを行っている。

CDMは、温室効果ガス排出量削減の国内措置補完の仕組みの一つ。うち吸収源CDMは、先進国と途上国が共同で植林による炭素吸収事業を行うもの。ヘルプデスクでは、CDM植林の現実化が近づくなかで、一層の活用を呼びかけている。

●CDM植林ヘルプデスク（林野庁）
電話（直）：03-3591-8449
電子メール：ar_cdm@nm.maff.go.jp

●74号――目次●

国際緑化ニュース …… 1
熱帯における地域森林「協治」の重要性 …… 3
国連森林フォーラム（UNFF）第4回会合報告 …… 5
第13回CDM理事会会合報告 ―吸収源CDM関連部分― …… 7
NGO紹介＜カラ＝西アフリカ農村自立協力会＞ …… 8
Green Earth 講座 …… 9
＜熱帯林放棄バイオマス再資源化支援事業結果報告＞
ワールドレポート＜ミャンマー＞ …… 11
センターの活動／基金へのご協力／その他の情報 …… 13
「吸収源CDM事業説明会（SBSTA20報告）」のご案内 …… 14

表紙写真：ブルキナファソのタカバングー村で、植林区へ運ばれた苗木を整理する農民親子。樹種によっては6ヶ月位かけて育苗した稚苗を、雨期の到来を待って植栽する　＜写真提供／緑のサヘル＞

特集

熱帯における地域森林「協治」の重要性

―CDM植林プロジェクトの導入条件―

東京大学大学院助教授　井上　真

本稿は、2004年1月29日に早稲田大学で開催されたCDM・生物多様性に関する国際シンポジウムで筆者が発表した内容のうち前半部分を中心にまとめたものである。CDM植林プロジェクトの導入に先立って、地域森林「協治」を構築することが重要であることを過去と現在の教訓をもとに示したい。

1. 過去からの教訓

(1)専門家専制的な森林「統治」の失敗

多くの熱帯諸国では、国家所有に基づいて中央集権的な森林管理が行われてきた。実際に森林管理を担当したフォレスター（森林行政官や企業の林業技術者）は、「森林破壊の最も重要な原因は、無知で貧困な地域住民が行う焼畑農業である」と考え、地域住民を閉め出して商業的価値の高い太い丸太の生産を目論んだ。しかし、結局このような産業的林業はうまくいかなかった。

(2)参加型森林管理の難しさ

1970年代の後半から、社会林業やコミュニティー林業といった様々な参加型森林管理が導入された。しかし、多くのプロジェクトは地域住民のニーズを重視しなかったことなどにより、持続可能な森林管理の実現に失敗した。その原因は、セクター別アプローチの限界、あるいは地域発展における森林の位置づけ、といったかなり根深いところにある。森林セクターに限って言えば、樹木を愛し人びとを嫌うという「森林官症候群（foresters' syndrome）」の蔓延がかなり顕著であった。予算獲得のための口実としてではなく、真剣に住民参加への側面支援を行うことがフォレスターに求められている。一方で、すべての地域社会が伝統的なローカルノレッジに基づく適切な資源管理制度を発達させてきたわけではないことも事実である。むしろ、多くの人びとは信頼できる外部者（NGO、地方政府、学者）からの支援を必要としている。

2. 現在進行中の挑戦からの教訓

(1)インドネシアにおける地方分権

インドネシア政府は、1999年に制定した一連の地方分権関連法に基づき、県や市を主体とした地方分権化を開始した。

(2)西クタイ県の挑戦

東カリマンタン州のマハカム川上流域に西クタイ県は位置する。面積3万2000平方キロメートル（台湾とほぼ同じ）、人口14万5000で平方キロメートル当たりの人口密度はわずか4、5人である。知事の諮問機関として森林状況を調査し、どのように森林を管理・育成していけばよいかを考えるのを目的に、2000年に「地域森林管理のためのワーキンググループ」が結成された。当初の構成員は20名で、内訳は住民代表5名、政府関係者10名、学者2名、鉱山会社と関連する財団代表1名、NGO1名であった。そして01年末、ワーキンググループは今後10年間に実行すべき52の行動計画を最終結果として提案した。行動計画には、▼紛争解決のチームをつくる▼地域の慣習法を現代的課題に対処できる内容に改正する▼森林事業への投資家に慣習法を理解してもらうため住民との話し合いの場を設ける▼森林経営のための技術指針を現状に合わせて改定する、などが含まれる。02年4月にこのワーキンググループは再編され、メンバーも46人となった。そして県の森林条例の草案を作成し（02年11月に県議会で可決）、さらに県のコミュニティー林業実施条例の草案も作成した（03年6月に県議会で可決）。

(3)これらの試みの重要性

もちろん、西クタイ県の挑戦は完全無欠ではない。地域住民の声を誰が代表すべきか、正当な利害関係者とは誰なのか、52の行動をすべての村で実施できるのか、など議論すべき点は多い。しかし、現時点で欠点をあげつらうのは建設的でないばかりか、伸び始めた芽を摘むことになってしまう。むしろ、西クタイ県のように価値ある森林が残されている天然林地域で、住民参加を柱にした合意形成の仕組みが実現したということ、こうした事例がアジアではきわめて珍しいことを評価すべきであろう。

3. 森林政策の新たな理念―「協治」の理念

(1)地域森林「協治」の定義

私は、「協治（collaborative governance）」を「中央政府、地方自治体、住民、企業、NGO・NPO、地球市民などさまざまな主体（利害関係者）が協働して資源管理を行う仕組み」と定義している。この仕組みは、西クタイ県のワーキンググループのようにメンバーがあらかじめ固定された組織の形態をとることもあるが、もっと関係者の広がりを持つネットワークの形態をとってもよい。中央政府レベルでも、地方自治体レベルでも、村落レベルでも成立が可能である。

(2)常識的な認識への疑問

読者の多くは、国際的な合意文書などで見られるように「すべての利害関係者による平等な参加」は重要なことであると考えているであろう。しかし、これでは結果的に森林地域に住む人々の声は政策に反映されない可能性が高い。森へのかかわりの深さを無視して、誰でも平等に森林の政策形成過程に関与したとすると、多数派の都会人、あるいは政治力のあるエリートたちの意見が政策として採用されてしまうからだ。その典型が国立公園など保護地域の設定である。森と深くかかわっていた地域住民が森の利用を閉め出された事例は多い。反対に「森は地域住民だけのものである」という「偏狭な地元主義」は、グローバル化および森林利用の多様化が進んだ現在ではもはや説得力を持たない。木材生産からレクリエーションの場の提供まで、森には多用な機能があり、さまざまな人々が森とかかわるようになってきた。かかわりの中身も、人により様々なのである。地域住民が中心になりつつも、外部の人々と議論して合意を得たうえで、協働して森を利用し管理しようという「開かれた地元主義」でなければ、持続的な森林管理につながらない。この理念が具体的な仕組みとして結晶化したのが、地域住民を中心とする森林の「協治」なのである。

(3)「かかわり主義」

森林の「協治」を進展させる際に不可欠の理念がある。それは、なるべく多様な関係者を地域森林「協治」の主体として認めたうえで、かかわりの深さに応じた発言権を認めようという理念、すなわち「かかわり主義」である。例えば、日本の都市住民が山村のことあるいは外国のことに好奇心を持つ。そして、同時に自分の価値観を押しつけるのではなく、地元の人々を尊重する。その限りで、日本の都市住民（＝よそ者）によるかかわりが正統性をもつことを、地元の人をはじめとする多くの人が認めてくれる。「かかわり主義」はよそ者だけではなく、地域に生活する人々の間でも正統性を主張するのに有効である。森林地域に住みながら、森にまったく興味を持たない人と、地道に森に通っている人とでは、森林の利用・管理に対する発言権に差が出て当然であろう。

おわりに

国際シンポジウムでは、発表の後半で地域森林「協治」を実現するに当たって留意すべき二つの課題を提起した。第一は、「参加のレベル／程度」をめぐる関係者間の思惑の違いである。地域住民は参加そのものを「目的」とし自己決定を重視するのに対して、プロジェクト運営者は参加を森林管理のための「手段」として位置づける傾向がある。第二は、紛争管理アプローチの重要性である。CDM植林プロジェクトには様々な利害が絡むため常に潜在的紛争状態にあると認識し、紛争への対応形態（解決／譲歩／衝突／回避）を分析し、外部者の協力を得て「解決」を目指す努力、あるいは「妥協」へと導く手法を導入すべきであろう。

本稿の内容に興味のある方は参考文献を参照していただきたい。

【参考文献】
● Rubin, J.Z. et al. Social conflict. McGraw-Hill, 1994.
● 井上真（編）／IGES（監修）『アジアにおける森林の消失と保全』中央法規、2003
● 井上真（著）『コモンズの思想を求めて：カリマンタンの森で考える』岩波書店、2004

●国連森林フォーラム（UNFF）第4回会合報告

持続可能な森林経営の達成に向けて――
森林に関する伝統的知識、科学的知見、基準・指標など討議

林野庁海外林業協力室 課長補佐　今泉裕治

5月3日から14日まで、国連欧州本部（スイス・ジュネーブ）において、国連森林フォーラム第4回会合（UNFF4）が開催された。同会合には国連加盟国80ヵ国以上、15以上の国際機関・条約事務局のほか、NGO・産業界・先住民社会等から多数の出席者が参加した。わが国からは、林野庁から筆者及び海外林業協力室島田係長が出席したほか、外務省及び環境省から出席があった。以下、その概要を報告する。

1. 会合の概要

今回のUNFF会合では、①森林に関する伝統的知識、②森林に関する科学的知見、③森林の社会的・文化的側面、④モニタリング・評価・報告並びに概念、用語及び定義、⑤持続可能な森林経営の基準・指標、の五つの主要議題のほか、前回会合で設置が合意され昨年12月に開催された二つのアド・ホック（「臨時」または「特別」の意）専門家グループ会合（「モニタリング・評価・報告の手法」及び「資金及び環境に優しい技術の移転」）からの報告、2002年の第2回会合で合意された21項目の評価基準に基づき来年の第5回会合で行われる森林に関する国際的枠組（注）の実効性評価の促進方策、などについて議論が行われた。

会合は、第1～2日目に全体会議が行われた後、二つの作業グループに分かれて各議題に関する討議が行われ、さらに第2週目にはそれぞれの作業グループにおいて各議題に関する決議文の討議が行われた。

また、会合の期間中、特にアフリカ及び小島嶼開発途上諸国（SIDS：Small Island Developing States）に焦点を絞って、IPF・IFF行動提案の実施状況について討議する「アフリカ・デー」及び「SIDSデー」が開催されたほか、NGO、産業界、先住民社会等からの参加を得て、上記の五つの主要議題に関する多様な利害関係者による対話（Multi Stakeholder Dialogue）が実施された。さらに、各日の昼休み時間を利用して、各国・国際機関等によるサイドイベントが多数開催された。

決議文を巡っては、途上国のグループである「G77＋中国グループ」が、多くの論点についてグループ内の意見調整のため討議の中断を求めた。また、いくつかの点について先進国側との意見の隔たりが大きく、2週目後半に入っても文言について合意に至らない箇所が多数残った。特に、「森林に関する伝統的知識」に関連し、途上国側が、先住民等が有する森林に関する伝統的知識の知的所有権としての保護や、森林の遺伝資源から生ずる利益の公平な分配のための国際的な取り決め制定の必要性に言及するよう要求し、そのような枠組のあり方は世界知的所有権機構（WIPO）等の下で議論されるべきとする先進国側と意見が対立した。また、森林に関連する国際機関等間の協調の促進方策などを扱う「協力の促進」に関し、生物多様性条約の下で最近行われたエコシステム・アプローチと持続可能な森林経営の関係についての議論に関わる」部記述についても、双方の意見が対立した。交渉は最終日の未明まで続けられたが合意に至らず、これら二つの議題に関する決議文については、今回会合での採択を見送ることとなった。結果として、最終日の全体会合において、これら未合意の二つを除く全ての決議が一部修正を経て採択され、同日午後1時過ぎに今回会合が終了した。

今回採択された決議の主な内容は、別表に示すとおりである。なお、「モニタリング・評価・報告及び持続可能な森林経営の基準・指標」に関する決議については、「モニタリング・評価・報告並びに概念、用語及び定義」、「持続可能な森林経営の基準・指標」及び「モニタリング・評価・報告の手法に関するアド・ホック専門家グループ会合からの報告」の三議題が相互に密接に関連するものであることから、これらについて一括して決議されたものである。

2. 森林に関する国際的枠組の実効性の評価の促進

来年のUNFF第5回会合においては、UNFFの当初5年間の活動をレビューし、UNFF等の森林に関する国際的枠組の実効性を評価した上で、その後のUNFFのあり方を討議するとともに、森林に関する法的拘束力を有する国際的枠組（いわゆる「森林条約」）の必要性等について議論されることとなっている。

UNFF第5回会合におけるこのような議論の結果は、その後の世界の持続可能な森林経営の推進に向けた各国の政策や国際協力の推進に大きな影響を及ぼすものとなるだろう。だが、1992年の地球サミット以降の森林に関する法的拘束力を有する国際的枠組に関する議論においては、各国の思惑も絡み、必ずしも客観的かつ冷静な議論が行われてきたとは言い難い。このため、各国が、森林に関する国際的枠組の実効性を可能な限り客観的に評価した上で、これに基づきバランスのとれた議論を進めることがきわめて重要となっている。

このような観点から、わが国は今回会合において、国際的枠組の実効性の評価を客観的に行うため、各国がその具体的手法について理解し合意しておく必要がある旨繰り返し主張した。これに対してはEUを始めとする先進国の多くが賛同。EUやわが国が中心となって、実効性評価のための手順や各国等からの意見を集約するための質問書の様式の素案を作成して提案するなど、積極的に議論をリードした。この結果、森林に関する国際的枠組の実効性に関する各国、関係国際機関等への質問書の様式やその回答期限（国際機関等は本年9月30日まで、各国は10月31日まで）等を盛り込んだ決議が採択された。

3. 今後の予定

次回のUNFF第5回会合は、2005年5月16日から27日までの間、ニューヨークの国連本部において開催するとともに、同期間中に閣僚級会合を実施すること、並びに、「森林に関する国際的枠組の実効性の評価」、「森林に関する法的枠組の策定の要素の検討」などの議題について討議することが決定された。

また、次回会合での議論に資するため、本年9月、ニューヨークにおいて、UNFF第3回会合で設置が合意された「森林に関する法的枠組の策定の要素の検討」に関するアド・ホック専門家グループ会合が開催される。これは、あくまでも各国から推薦された専門家が個人の資格で議論を行うものであり、政府間交渉ではないとの位置付けで開かれるものである。同会合では、出席する各専門家の知見を結集し、既存の森林関連の条約や国際機関等の枠組の下での国際協力等の取組が持続可能な森林経営の推進にどのように貢献し得るのか、これら既存の枠組等に不足しているものは何かなどについて議論されるとともに、森林に関する法的枠組に関連する幅広いオプションが提示されることになろう。

（注）「森林に関する国際的枠組」とは、UNFF本会合（第1回から第5回）、UNFFの活動を支援するために森林に関係する14国際機関で構成される「森林に関する協調パートナーシップ（CPF）」、その他UNFF本会合の会期間に行われる様々な会期間活動（国や機関等による自主的なUNFF貢献会合など）の総体を指す。

UNFF第4回会合〈主な決議内容〉

森林に関する科学的知見
- ●研究機関や研究者の能力向上を通じた、科学研究と政策とのつながりの強化
- ●森林に関する科学研究の成果の適時かつ効果的な提供
- ●持続可能な森林経営の達成に果たす森林教育と研究の重要性の認識と、その能力の向上

森林の社会的・文化的側面
- ●持続可能な森林経営の貧困撲滅や開発に関する国家戦略への組み込み
- ●森林に関する国家の政策や戦略の実施が社会・文化に及ぼす影響の適切な評価

モニタリング・評価・報告及び持続可能な森林経営の基準・指標
- ●森林関連の情報の収集、加工、分析、蓄積及び提供、持続可能な森林経営の基準・指標の適用などモニタリング・評価・報告に対する開発途上国への支援の継続
- ●国際的な基準・指標プロセスから抽出された七つのテーマ（①森林資源の状況、②生物多様性、③森林の健全性と活力、④森林の生産的機能、⑤森林の保護的機能、⑥社会・経済的機能、⑦法令・政策及び制度的枠組）を、持続可能な森林経営に関する世界共通の要素として認識

資金及び環境に優しい技術の移転
- ●本件アド・ホック専門家グループ会合の報告書に盛り込まれた勧告に関する具体的な実施方策の推進
- ●本件については、UNFFの中でさらに検討

●第13回CDM理事会会合報告 ――吸収源CDM関連部分――

吸収源に関する専門家グループの設置を決定

林野庁海外林業協力室長　永目　伊知郎

協議・決定の内容

第13回CDM理事会会合が、3月24日から26日まで、気候変動枠組条約事務局（ドイツ・ボン）において開催された。会議自体は理事及びその交代理事のみの参加で、我々オブザーバーは別室にて傍聴し、休憩時間に各理事にコンタクトできるというスタイルである。

吸収源CDMについては25日、まず各理事からの意見表明がなされ、各論として、

① 吸収源に関する手続きと排出源に関する手続きとの整合性の追求が肝要

② 方法論、PDD（プロジェクト計画・設計書）等今後の作業の優先順位付けとその作業計画の作成が必要

③ 既存のMeth（方法論）パネルに付託されている業務量とその有する専門性からして、吸収源に関する任務は十分にこなせないと思われ、新たに専門性を有する人材からなるグループをMethパネルの下、または同パネルとの整合性を保ちつつ設置することが必要、

④ 恒久的な組織か、または先行する排出源の作業に追いつくまでの暫定的な組織か、については今後整理することが肝要

――との意見が大勢を占めた。議長（南ア）より、SBSTA及びCOPでの吸収源交渉に参画してきているスイスとチリの2名の理事に、各理事との調整をさらに行うようにとの依頼がなされた。

26日、両理事よりの提案を踏まえ、

① 吸収源に関する専門家を確保する必要が確認され、今後数週間の内に事務局より吸収源に関する専門家の公募を行うこと、

② 次回理事会にて、応募された専門家リストの人選、この専門家グループの名称、定員、任期、任務、作業日程及びMethパネルとの関係等について、検討し決定を行うこと

――を理事会として決めた。

③ 引き続きスイスとチリの2名の理事に対して、本件に主体的に取り組むよう依頼がなされ、事務局と相談しつつ、次回及び次々回の理事会にて検討する作業計画（04及び05年度）の試案等を次回理事会にて説明提案するように要請された。

④ 関連して、事務局よりの04及び05年度予算の説明の中で、この吸収源専門家グループ会合開催に係る経費の暫定的な案が示され、04年度は2回、05年度は2回（または4回）の開催を予定している旨説明された。

上記の経緯をもって、最終的に合意された。

考察

吸収源CDMを担当する理事の選任については、チリとスイスの理事が選任された。吸収源CDMに慎重なブラジルや中国の理事が選任されなかったことは評価できる。

吸収源に関する専門家グループ（仮称）の設置の必要性が確認され、専門家の公募を経て次回理事会（6月13・14日）にて人選を行い、設置されることとなったが、Methパネルや一部の理事に、吸収源CDMに関する種々の作業を付託しなかったことは高く評価できる。

事務局より出される専門家登録要請に関しては、広く一般に開かれたものとなるはずだが、わが国としても積極的に人材を発掘して申請・登録していくことが肝要である。なお、このような人材は、気候変動枠組条約事務局に登録されれば、人数の制限がある専門家グループ（例えば5名程度）のメンバーに選任されなくても、今後吸収源CDMに関する様々な事前審査・分析のための専門家として活用されていくことが期待されている。

その際、IPCCやCOP／SBSTAでの吸収源の議論、交渉経緯等を周知している人材で、かつわが国の政府・民間両レベルの植林協力・植林事業の実態に明るく分析もでき、かつ実務にも通じた研究者等に照準を合わせたリクルートが肝要と考える。

NGO紹介

マリで植林ほか農村自立支援活動

（特活）カラ＝西アフリカ農村自立協力会

村の変革のカギを握る女性たちの自立

特定非営利活動法人カラ＝西アフリカ農村自立協力会（村上一枝代表）は、1992年に任意団体「マリ共和国保健医療を支援する会」として設立された。翌93年に「西アフリカ農村自立協力会」と名称を変更、2002年に特定非営利活動法人（NPO法人）として認証を受けた。

同会設立のきっかけは、村上代表が90年から単身、マリ南部の村で保健衛生普及、病気予防などの活動に携わったことから。そこでの活動を踏襲する形で始まった同会の目的は、"西アフリカの農村住民がより健康で明るい毎日を実現するために、自らの力で生活を改善できるように支援すること"。略称の「カラ」は、同会のフランス語名の頭文字から取ったもの。本部は東京。マリにも事務局がある。会員数は、個人会員が400名弱、法人会員が3団体。

活動地のマリ共和国は、西アフリカの内陸国。日本の3・3倍の国土面積をもち、その内の70％をサハラ砂漠が占めている。地球温暖化による急速な砂漠化拡大の影響で、干ばつやイナゴの異常発生などから常に飢饉の脅威にさらされている。市場経済化や構造調整が押し進められる中で、教育や医療が切り捨てられ、識字率は男女とも半分にも満たず、乳児死亡率は8人に1人の割合。エイズ問題も年々、深刻になっている。こうした影響は、全人口約1100万人の内80％が住む農村で特に大きい。年間降雨量の減少、耕作地の劣化、行政効率化のしわ寄せなどで、農村住民は貧しく困難な生活を余儀なくされている。

カラは、拠点を当初のマディナ村からクリコロ県ババグー村周辺（首都バマコ市より北東約110キロ）に移して6年間活動の後、01年からはさらに北東のトゥグニ地域に移した。現在の対象は87集落、住民約3万人。村人たちのニーズをもとに次のような活動を展開している。

▼**水の確保**：ポンプ付き井戸の建設
▼**病気予防**：診療所・産院の建設、啓蒙用表示板設置、トイレ建設、マラリア予防、腸内寄生虫駆除、エイズ予防、家族計画、母親学級、子供体重測定
▼**教育普及**：小学校建設、識字学習の普及（教室建設、識字教師研修）
▼**女性の生活改善**：野菜園の造成、適正技術指導（石鹸づくり、染色、縫製、刺繍）、穀物製粉機の設置
▼**環境保全**：村の共同林・学校林の造成、野菜園内や道端の植林、育苗研修、改良カマドの普及

緑化プロジェクトは、薪集めの距離が年々遠のいて重労働を強いられる女性たちの労力軽減のために開始された。村近くに緑を増やすことは、生活環境を護る上でも重要だ。学校林の造成事業では、生徒と母親が環境保護学習で緑化の意義とともに苗木の作り方や植え方を学び、水やりなどの管理にも参加する。環境意識の向上は、家庭から村全体へ、そして周辺の村へと波及しつつある。

こうした一連の活動に積極的に参加する女性たちの努力を中心に、村の生活の変革が進んでいる。

一方、国内では、支援者に向けた活動報告会やスタディーツアーの開催、イベント参加や学校での講演などを通じ、現地の状況や活動について市民の理解促進に努めている。

◆

特別非営利活動法人カラ＝西アフリカ農村自立協力会
事務局：〒180-0002 東京都武蔵野市吉祥寺東町1-1-6-102
TEL：0422 29 7640
FAX：0422 29 7688
Eメール：cara@ma.neweb.ne.jp
URL：http://www.pri-i.com/cara/index.html

成長した学校林（シラブレ小学校）

野菜園での除草（オロコロジー小学校）

Green Earth 講座

国際緑化推進センター　熱帯林放棄バイオマス再資源化支援事業　結果報告

熱帯林持続のための森林バイオマス利用技術の確立

（財）国際緑化推進センター　理事・企画部長　長塚耀一

事業の目的と概要

熱帯地域では伐採現場に散乱する林地残材や製材工場などで発生する工場廃材が、未利用のまま大量に放棄されている現状にある。そこで、これら放棄バイオマスの有効活用により、熱帯林への伐採圧力を軽減し、持続可能な森林経営の推進、地球温暖化の防止、地域経済の向上等に寄与することが期待できる。

このため、国際緑化推進センターでは、平成11年度から5ヵ年計画で「熱帯林放棄バイオマス再資源化支援事業」を実施した。事業の内容は、熱帯アジア諸国を対象に、木質バイオマス利用技術の現地への適用、バイオマスの新しい用途の開発、これらの利用技術の事業化等に関する可能性を検討する調査である。

事業の進め方

まず事業方針等を検討するため、学識経験者による委員会（委員長大熊幹章 東京大学名誉教授）を設置し、第一年度には東南アジア各国で予備調査を行って、放棄バイオマスの現況把握、対象国・地域の選定、現地調査の手法を検討した。

利用技術の水準は、熱帯林周辺の住民に広く普及でき、地域に密着したものを指向し、日本側は、必要に応じて適時適切な助言・指導を行いつつ、現地協力機関の主体的な取り組みを支援することを調査推進の基本方針とした。

この結果、インドネシア、タイ、フィリピン各国で、協力機関を選定し、現地側から各国の実態に即した木質バイオマス利用開発検討項目の提案を求め、これを考慮して調査の内容・スケジュールを決定した。

調査内容と成果

対象とした木質バイオマス利用法に関する主な調査成果を次に述べる。

① 製炭法の改善

東南アジア各地に特有の在来製炭法があるが、その大半は原木を地面に置いて炭化する伏せ焼き法が中心であり、製炭時の気象・土壌水分等の自然条件に左右され、製品の品質にはバラツキが大きい。そこで、林地残材など多様な原木から品質の一定した木炭を生産する目的で、製炭条件を制御できる簡易なレンガ窯が開発された。また、これを用いて早生樹種の林地残材等から、精煉処理により、揮発分の少ない木炭を安定的に生産できることを実証した。

② 木酢液の採取と利用

製炭法改善の一環として、製炭の過程で副次的に発生する気体を捕集し、木酢液として活用する可能性を探求した。熱帯林地域内では未利用段階にある木酢液について、採取・精製方法の検討、成分の分析、適切な利用法とその効果測定を行った。

採取については、ステンレス製の簡易な水冷式凝縮器を開発し、収率及び成分を調べた。アカシア・マンギウムの場合、原木乾重量比で25％程度の木酢液が得られ、同時に炭化される木炭の収量に影響はなかった。

また、マンギウム木酢液の成分は、国産クヌギと比べると酢酸等の有機酸の含量が1・5倍である一方、フェノール分が少ないことが分かった。

木酢液の成分から植物成長促進、殺菌作用が期待できるため、実際のショウガ畑で、様々な樹種、濃度の木酢液を用いて、その効果を調べた。7ヵ月後の収穫では、1％メルクシマツ及び5％マンギウム木酢液施用区など多数の木酢液処理区で、化学肥料、薬剤を施したショウガ畑を越える品質・生産量を示した。

③ 木炭・木酢入り堆肥

熱帯各地の製材工場から発生する大量のオガクズ等廃材は、大半がそのまま焼却されるか、河川や海水面に投棄され、環境を汚染している。これを資源として活用するために、炭化し、森林バイオマスや農業廃棄物等から製造した堆肥に、木酢液と共に混合して、土壌改良・殺菌効果を持った有機堆肥を製造する方法を開発した。

使用済みドラム缶から作った簡易炉で、オガクズを連続的に炭化する方法を確立するとともに、堆肥原料の混合比、熟成期間の違いによる堆肥の栄養分、製造コストの違いを分析した。

また、農耕地、苗畑、木場作農林地、造林地において、その施用効果を調査した。その結果、暫定値ではあるが、唐辛子、メリナ苗木が3ヵ月間に、この堆肥なしの場合と比べて2倍以上の成長を示した。プロッコリー栽培では70日後の収穫までに化学肥料の追肥が1回減らせたほか、鶏糞を施した場合より収穫量が多いという結果が得られた。

④ キノコ生産の培地

製材工場のオガクズを有効に利用する方法として、キノコ栽培用培地への活用が検討された。熱帯地方であっても、高冷地では気温が摂氏27度程度であり、キノコの栽培が可能であること、ヒラタケなどは各種広葉樹材の混ざったオガクズでも比較的簡単な施設・方法で栽培が可能であることが小規模な実証試験で明らかとなった。

しかし、熱帯地域では一般に野生の食材が豊富なためか、栽培キノコを食べる習慣がほとんどなく、主な需要先は観光地のホテル、都市部の外国人などで、輸入品並の高品質を求められるのが現状である。

したがって、キノコ培地へのオガクズ利用を拡大するためには、製品の品質管理や、マーケティングなど、キノコの需要拡大について今後さらに努力が必要と思われる。

⑤ セメントボード・ブロック

メラルーカは、インドネシアではカユプテと呼ばれ、枝葉から精油を生産するユーカリに似た早生樹種である。この樹種はタイ南部、メコンデルタ等、他樹種が生育困難な熱帯アジアの硫酸塩湿地で、旺盛な成長を示すが、大径木では繊維がねじれるものが多く、材の利用は支柱・足場丸太などに限定されており、その有効活用が課題となっている。

このため、メラルーカ材をチップ化してセメントと混ぜて成型し、ボードやブロックとして利用する可能性を検討した。

調査に当たっては、集落内で住民が生産する場合も想定し、工場生産と手工業的な製造法の2通りの加工方式について、技術的・経済的な検討を行った。その結果、メラルーカ材チップを原料とする木片セメントボード・ブロックともに市販の同種製品に劣らない強度、品質を持つことが示された。

木片セメントボードについては、工場生産によりかなり高い経済性が期待できること、また、木片セメントブロックについては、一般のセメントブロックの60～70％の重量で同じ強度が得られるうえに、手工業的な製造法でも十分な品質が確保されるため、地域住民参加型の森林バイオマス利用が期待できることが明らかになった。

⑥ ブリケット

フィリピンでは集落住民が管理する保安林内の放棄森林バイオマスを利用してブリケット炭を製造し、薪炭用材の違法な伐採を減らすとともに、山村住民の経済的な向上を図るシステムを検討した。

ブリケットはフィリピン国内で開発された簡易機器を用いて集落住民が製造した。また、原料となるバイオマスの配合と製品の熱量、バイオマス収集が生態系に与える影響等を分析した。この結果、地方都市では、購入価格あたりの発熱量は、木炭よりブリケットの方が高くなること、バイオマス採取を広域化・多様化することによって森林生態系への影響を回避できることなどが明らかになった。

もみ殻などの農業廃棄物、落枝・落葉、除伐・下刈廃材等の森林資源を活用し、化石燃料の節減と山村住民の収入確保につながる有効な対策として普及が期待される。

調査成果の普及・活用

以上に述べた森林バイオマスの様々な活用方法については、手引書を現地語で作成し、相手国の関係機関を通じて、講習会等による普及・教育活動を行った。

また、今年3月の調査完了時には、インドネシアで国際ワークショップを開催し、広く熱帯地域に森林バイオマス利用技術の普及を図った。

木質バイオマスの利用拡大は、地球温暖化対策としてもますます重要となる課題である。今回の調査成果については、今後とも様々なプロジェクトを通じて、さらに現地適応化の検証を進め、熱帯林の持続的な経営のために有効に活用していきたい。

バイオマスワークショップ（インドネシア・ボゴール、2004年）

ワールドレポート

●ミャンマー●
水源林・マングローブ林の回復、乾燥地の緑化が課題

JICAミャンマー中央乾燥地共有林研修・普及計画チーフアドバイザー　榎森　啓三

1. ミャンマーの自然

ミャンマーはインドシナ半島の西端に位置し、タイ、ラオス、中国、インド、バングラデシュに国境を接する。南北2000キロメートル、東西最大800キロメートルにわたる国土は日本の約1・8倍の面積を有する。南北方向に山脈が発達しているため、主要河川は国土を南北に貫流する。国土の最北端、中国国境に位置する最高峰カカボラジ山（5881メートル）に源を発するイラワジ川は、河口から約1500キロメートル上流まで船舶が航行できる大河川である。カチン高原に注ぐ降水を余さず集め、中央乾燥地を潤し、河口部では広大なイラワジデルタを形成してアンダマン海に至る。また、ヒマラヤ山脈を源として中国雲南省から流れ下る国内第二の河川サルウィン川は、東部のシャン、カヤー両州の山岳地帯を縫いながら一部でタイとの国境を成し、ヤンゴンの120キロメートルほど東で同じくアンダマン海に注ぐ。

常緑落葉混交林

ミャンマーの国土は、①南部のイラワジ川河口デルタ地帯とインドシナ半島部から成る熱帯地域、②中北部の山岳・国境地域、③上記山岳地域に囲まれた中央乾燥地、の三つに大別される。年間降水量は、ベンガル湾からの南西モンスーンの恵みを受ける南部地域では4000～5000ミリに達するが、モンスーンが山脈に阻まれる中央乾燥地では600～800ミリにとどまり、山岳・国境地域に入って1500～2500ミリに増加する。

2. 森林の現況

国土の51％（1989年）を覆う森林は、マングローブ等海岸林（4％）、熱帯常緑林（16％）、常緑落葉混交林（39％）、乾燥林（10％）、フタバガキ林（5％）、山地暖帯常緑林（26％）に分類され【表参照】、中央乾燥地に分布する乾燥林を中心として常緑落葉混交林、熱帯常緑林が同心円状に分布する。1975年から89年までの15年間における森林減少は年間22万ヘクタール、年率0・64％であったとされている。

3. 林業と木材需給

ミャンマーの天然林は、回帰年30年のミャンマー式択伐施業により管理されてきた。許容年間伐採量は、1996年にチークについて20万立方メートル減少させ、その他広葉樹を増加させて以来、チーク41万立方メートル、その他広葉樹323万立方メートルとなっている。林業はGDPの約1％を占めるに過ぎないが、世界一の供給量を誇る天然チークを主体とする林産物は、農産物と並ぶ最大の輸出品目であり、80年代後半から90年代前半にかけては総輸出額の30～40％を占めた。

表．ミャンマーの森林

分類	面積 (1000ha)	(%)
潮間帯林・海岸林	1,377	4
熱帯常緑林	5,508	16
常緑落葉混交林	13,425	39
乾燥林	3,443	10
フタバガキ林	1,721	5
山地暖帯常緑林	8,950	26
計	34,424	100

フタバガキ林

人工林は2000年までに約68万ヘクタールが造成されているが、その42％をチークが占め、以下ユーカリ類11％、ピンカード8％、ビルマカリン2％、マツ類2％等となっている。人工造林は、タウンヤ方式という混農造林により1856年にチーク造林が開始されたのが最初とされているが、当初は小規模なもので、1941年までの造林量は4・7万ヘクタールにとどまる。造林が本格化するのは1980年以降であり、特に1984年以降は毎年3万ヘクタールの造林が行われてきた。さらに、1998年には特別チーク造林計画が発足し、全国20箇所の造林センターにより毎年4万ヘクタールのチーク造林を行い、伐期齢40年の皆伐施業を行うとされている。

4. 森林政策と課題

ミャンマーは、1990年代になって森林関係の法制整備に力を注いでいる。1992年には旧森林令を廃して、環境・生物多様性の保全、恒久林・保護地域の拡大等を謳う森林法を制定し、その中では私企業の造林・木材取引への参加や地域住民の森林管理への参加を促進しようとしている。これらの考え方は1995年国家森林政策に直接反映されており、同年には、地域住民による造林・森林管理を促進するための共有林令（森林局長通達）が発出されている。また、この間、1994年には野生動植物・自然地域保護法が制定されている。

このような中で、森林施策においては国土の保全、農林水産業振興の観点から、①水源地域の森林の保護・復旧、②マングローブ林の回復、③中央乾燥地の緑化、が重要な課題とされている。

水源地域の森林の保護・復旧については、1981年から99年までに6・6万ヘクタールの水源林造林が行われており、また、この間、86年から95年まで国連開発計画（UNDP）と国連食糧農業機関（FAO）による流域管理プロジェクトが2期にわたって実施されている。

中央乾燥地

イラワジ川河口デルタを中心に分布するマングローブ林は、地域の生活資材として、また、首都ヤンゴンの薪炭材として非常に重要なものであるが、首都人口の膨張や米の増産政策を背景とする水田開発などにより1970年代から急速に伐採が進行し、90年までにその30％が消滅したといわれている。現在、イラワジデルタを中心として生産林に区分される32万ヘクタールのマングローブ林について、国際協力機構（JICA）の開発調査により、総合保全管理計画の策定と住民管理による共有林のパイロット・プロジェクトが実施されている。

また、国土の13％を占める中央乾燥地は、その厳しい環境にもかかわらず国家形成の歴史的背景から人口の3分の1を擁する人口稠密（ちゅうみつ）地域であり、自然環境・生活環境の保全、農業基盤の維持等のため、森林の保全・造成が非常に重要となっている。同地域では森林劣化も進んでおり、このため林業省では1997年に乾燥地緑化局を新設し、毎年1・5万ヘクタールの造林と4万ヘクタールの天然林管理を目標に掲げ、重点的に政策を推進している。

マングローブ林

センターの活動

「熱帯林業」編集委員会を開催

「熱帯林業」編集委員会を5月12日に開催し、60号の掲載原稿の最終検討と確定、続く61号の構成と掲載原稿の検討を行いました。なお、60号は6月25日に発刊されました。

平成16年度の評議員会・理事会を開催

平成16年度の評議員会および理事会を合同で、5月21日、ホテル・メトロポリタン・エドモントにおいて開催しました。

事務局から提出された平成15年度事業実行報告、収支決算報告、平成16年度事業計画案、収支予算案が、評議員会・理事会での審議を経て承認されました。

また、平成11年7月以来5年間その職にあった 舟橋彪会長が辞任。次期会長が決まるまで当分の間、会長職は空席とすることになりました。

「地球温暖化と森林」パネル展示

4月29日の「みどりの感謝祭」（日比谷公園）、5月22・23日の「森林の市」（代々木公園）にて、当センターでは「地球温暖化と森林」のパネル展示を行いました。

地球温暖化問題については、その対処方策について気候変動枠組条約等の国際的な検討が10年以上なされており、近年では一般市民の関心も高まっています。このような中で、温室効果ガスの大宗を占める二酸化炭素を吸収固定する森林の役割が改めて注目されています。このため今回のパネル展示では、海外での植林ボランティア活動に関する冊子の配布や植林技術テキストの頒布なども併せて行いました。

黄砂対策植生回復実証調査事業委員会を開催

当センターでは、今年度から新規事業として「黄砂対策植生回復実証調査事業」を5ヵ年計画で実施します。同事業は、近年深刻化している黄砂問題の根本的解決策として森林を含む自然植生の回復が重要であることから、黄砂抑制効果が高い植生回復パターンはどのようなものかを実証的に調査し、植生回復技術マニュアルを作成しようとするものです。

4名の学識経験者からなるこの委員会の第1回会議を5月28日に開催しました。林野庁幹部から本件調査の重要性について説明が行われた後、実証調査地の対象、具体的項目、調査協力機関、今年度調査の進め方などについて検討を行いました。

CDM植林人材育成事業委員会を開催

CDM植林人材育成事業の本年度第1回目の委員会を5月28日に開催しました。国内・海外における昨年度の研修実施結果を分析し、今年度の事業計画などを検討しました。

民間植林協力推進支援事業委員会、同三部会合同委員会を開催

民間植林協力推進支援事業委員会と同委員会に設置されている地球温暖化防止普及推進部会、緑化普及・人材育成部会並びにNGO等植林活動部会の三部会の合同委員会を6月3日に開催しました。

政府による「地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策」の策定や、NGOによる海外での植林活動、CDM植林に関する民間企業等の検討活動の活発化などを背景に、当事業の重要性は一層高まってきています。本事業は今年度で終期を迎えますが、合同委員会では、来年度以降もさらなる施策の展開が必要との認識のもと、昨年度の事業報告、今年度の事業計画などについて熱心に検討を行いました。

基金へのご協力

熱帯地域の森林造成に役立てて欲しいと次のご寄付をいただきました。

◆板橋区立熱帯環境植物館（守屋幸一館長）より、1万円のご寄付

吸収源ＣＤＭ事業説明会（SBSTA20報告）の開催

7月21日／国立オリンピック記念青少年総合センター

6月16日から25日までドイツのボンで、気候変動枠組条約第20回補助機関会合（SBSTA20）が開催されました。同会合は、本年12月にアルゼンチンのブエノスアイレスで開催される同条約第10回締約国会議（COP10）に向けて各国の利害を調整する重要な会議として位置づけられていたもので、小規模ＣＤＭ植林の枠組はじめ方法論等について突っ込んだ議論が行われた模様です。

（財）国際緑化推進センターでは、日本政府代表の一員として同会議に出席された赤木利行氏を講師にお招きし、議論の動向等について報告していただく標記説明会を開催します。多数の皆様のご参加をお待ちしています。

◆

日　時：　平成16年７月21日(水)　14：00～16：00（開場13：45～）
会　場：　国立オリンピック記念青少年総合センター（センター棟 402 号室）
　　＜東京都渋谷区代々木神園町３－１（Tel：03 - 3467 - 7201）＞
　　◎小田急線：「参宮橋」駅下車徒歩約７分／千代田線：「代々木公園」駅下車約10分
　　◎京王帝都バス：新宿駅西口（16番）、渋谷駅南口（14番）より、「代々木５丁目」下車
講　師：　赤木利行氏（林野庁森林整備部計画課　調査官）
主　催：（財）国際緑化推進センター
定　員：　60名（定員に達し次第締切）
申　込：　氏名・所属を明記して、電子メールにてお申込みください。（宛先：kenzo@jifpro.or.jp）
参加費：　無料

あなたも国際林業協力に参加しませんか

熱帯林の保全・造成、開発途上地域の振興、地球環境問題等が注目されています。わが国に対する「国際林業協力の要請」はますます拡大する方向にあり、それとともに国際林業協力を担う人材の養成確保もまた重要になってきています。

国際緑化推進センターは、政府開発援助や民間団体等が行う国際林業協力への支援・促進、これらの活動を支える人材の養成確保や情報の収集提供などを通じ、国際緑化の推進を図ることを目的として設立されたものです。

当センターでは、人材の養成確保対策の一環として林野庁の補助を受けて、平成3年度から国際林業協力に参加する意思をお持ちの方々を「政府開発援助やNGOなどによる国際林業協力」にふさわしい候補者として登録するための調査を行っています。国際林業協力に参加をご希望の方はご連絡ください。調査票をお送りします。

（財）国際緑化推進センター
〒112-0004　東京都文京区後楽1-7-12　林友ビル
電　話：（03）5689-3450
ＦＡＸ：（03）5689-3360
電子メール：jifpro@jifpro.or.jp
ホームページ：http://www.jifpro.or.jp/

緑の地球
第14巻第3号（年4回発行）
平成16年6月30日発行
編集／緑の地球編集委員会
発行／(財)国際緑化推進センター　〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3階
電話 03(5689)3450　FAX 03(5689)3360

国際緑化推進にご参加ください

明日の地球にゆたかな森林を残しましょう

——あなたもセンターの活動にご協力ください——

国際緑化推進センターの事業は、広く国民のみなさま、企業等のご協力によって造成された基金（国際緑化基金）の運用益によって行われています。当センターは、特定公益増進法人として認定されていますので、基金への寄付金に対しては、租税の特例措置が適用になります。

〈特例措置の内容〉

◆個人が贈与される場合:　総所得額の25%を限度として、寄付金額から1万円を差し引いた金額が所得控除できます。

◆法人が贈与される場合：一般寄附金と同額の範囲内において、別枠で損金扱いとすることができます。

1本100円——あなたも熱帯に木を植えてみませんか

熱帯林造成基金

熱帯地域の緑化にあなたもご協力ください。1本100円で立派な樹木を植えることができます。みなさまのご厚意がたくさん集まって、「森林」が生まれます。当センターでは、減少著しい熱帯林の造成を目指し、国民のみなさま、企業、団体などからの浄財を募り、熱帯地域での植林を実施しています。

国際緑化基金、賛助会費および熱帯林造成基金へのお申込み先

財団法人 国際緑化推進センター
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12林友ビル
電話：03-5689-3450　FAX：03-5689-3360
＜ご送金は下記の銀行へお振り込みください＞
口座名･･･（財）国際緑化推進センター
●賛助会費：東京三菱銀行春日町支店／普通口座0496575
●国際緑化基金：東京三菱銀行春日町支店／普通口座0477245
●熱帯林造成基金：東京三菱銀行春日町支店／普通口座0497178

国際緑化の情報をお届けします——賛助会員へご入会ください

賛助会員は、個人会員と法人会員があります。

◆会費：個人　1口　10,000円
　　法人　1口　100,000円

◆資格：個人、法人、法人以外の団体、地方公共団体

◆会員へのサービス

会員は、国際的な森林・林業協力に役立つ情報の提供、当センターが発行する出版物および各種サービスを受けることができます。

財団法人
国際緑化推進センター
〒112-0004　東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル
電話：03-5689-3450　FAX：03-5689-3360　E-mail：jifpro@jifpro.or.jp　URL：http://www.jifpro.or.jp/